

# 九世紀の地震対策の展開に関する基礎的研究

弘胤 佑

## はじめに

近年、平成二十三（二〇一一）年の東日本大震災や平成二十六（二〇一四）年の広島市土砂災害、平成二十八（二〇一六）年の熊本地震をはじめとして数多くの自然災害に見舞われ、各地で甚大な被害が生まれている。災害が発生するたびに、私たちの住む国は改めて「災害大国」なのだということを思い知らされ、同時に自然への恐怖心を感じさせられる。それは古代においても同じであった。古代日本に住む人々も多くの自然災害を経験していたことが史料から読み取れるが、その中でも地震の記録は少なくない。六国史にみえる地震記録の多くは「地震」「地動」等とだけ書かれているものが多いが、これは甚大な被害をもたらさなかった程度の地震であると考えられる。そのような地震は震源を明記していないものの、㊶地震記録を載せる六国史は都で編纂されていること、㊷地方で発生した地震の多くはその地域名が明記されていること、これらから判断すると畿内近国で発生し都で震動が感じられた小規模地震である可能性が高い。反対に、大地震に関する記録は発生地域・被害状況や対策を克明に記しており、政府は地震被害を把握して対応しようとした。このように、被害の大小にかかわらず、数多くの地震記録が残されているのである。この背景には、『日本三代実録』序文に「祥瑞天之所<sup>レ</sup>

祚<sup>ニ</sup>於人主<sup>一</sup>、災異天之所<sup>レ</sup>誠<sup>ニ</sup>於人主<sup>一</sup>、理燭方策、撮而悉載<sup>レ</sup>之<sup>一</sup>とあるように祥瑞災異思想<sup>①</sup>を天皇・政権の政治理念としていたことがある。天による為政者の失政を戒めるものとして災害は考えられていた。このように、古代の人々にとって地震は被災地への物理的なダメージをもたらすだけでなく、天が地震という形をとってその治世に対して失政を譴責して徳政を促すという観念的ダメージをもたらすものであった。災異思想による地震観はそれを逆手にとり、地震を契機と位置づけて徳政を施すことで天皇の徳を改めて天下に示し、治世の安定化に利用する効果も持ち合わせている。

このように、六国史に数多く残されている地震記録の中でも、とりわけ九世紀に発生した割合が高くなっている。次田吉治氏の集計によると、六国史に残されている災異の割合の中で地震が最も多く（二八％）<sup>②</sup>、桓武朝から光孝朝に至るまでの地震総数は、六国史地震総数の八六％（六四七件のうち、五五八件）を占めている。六国史それぞれで史料編纂方針に違いがあるとはいえ、いかに九世紀に地震が数多く発生したかということがわかる。そこで本稿では、九世紀の地震対策の特質を包括的に解明するための基礎作業として、九世紀に発生した地震のうち、特に規模が大きく史料が豊富である事例を抽出して個別的に検討を加え、個別地震の被害状況と対策を具体的に示すことを目的とする。

## 一 九世紀前半の地震

本稿では九世紀前半における個々の地震記録について分析を加え、その実態を明らかにしたい。九世紀前半における地震対策が明示された地震記録<sup>1)</sup>は、弘仁九（八一八）年七月の坂東地震、天長四（八二七）年七月二十一日（翌五（八二八）年六月二十五日まで）の平安京群発地震、天長七（八三〇）年正月三日の天長出羽秋田地震、承和八（八四一）年七月五日の伊豆地震、嘉祥三（八五〇）年十月十六日の嘉祥出羽庄内地震の五件である。

## ○弘仁坂東地震

弘仁九（八一八）年七月（日付の記録がない）にマグニチュード七・五以上の地震が坂東地方の相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野国などを襲った。地震被害は次のようなものである。

『類聚国史』弘仁九年七月条

相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野等国地震、山崩谷埋数里、  
 压死百姓不可勝計<sup>1)</sup>、

坂東地方の諸国を地震が襲い、山崩れによつて谷が何数里か埋まった、また、圧死した百姓たちは数えきれないほどであつたらしい。さらに、八月十九日条には「如<sup>レ</sup>聞、上野国等境、地震為<sup>レ</sup>災」とあり、上野国境（ここでの意味は「境界」ではなく、「境域」ととるべき）で最も被害が甚大であつたことも載せられている。発掘調査によつて弘仁九年の地震による被害が確認されている。例えば、地割れや噴砂、液状化現象が群馬県内各地の遺跡で発見されており、埼玉県深谷市の血沼西遺跡では掘立柱高床倉庫への被害が確認されている<sup>2)</sup>。このように広範な被害を

もたらした地震に対して、政府は次のような政策をとっている。

『類聚国史』弘仁九年八月十九日条

遣<sup>下</sup>使諸国<sup>一</sup>、巡<sup>中</sup>省地震<sup>上</sup>、其損害甚者、加<sup>三</sup>賑恤<sup>一</sup>、詔曰、  
 （中略）：固<sup>レ</sup>忘<sup>レ</sup>政術有<sup>レ</sup>虧致<sup>三</sup>茲靈譴<sup>一</sup>、  
 （中略）：豈有<sup>二</sup>民危而君独安、子憂而父不<sup>レ</sup>念者<sup>一</sup>也、所<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>殊降<sup>二</sup>使者<sup>一</sup>、就<sup>加</sup>存慰<sup>レ</sup>、  
 其有<sup>下</sup>因<sup>二</sup>震潦<sup>一</sup>居業蕩然者<sup>上</sup>、使等与<sup>三</sup>所在官司<sup>一</sup>同<sup>レ</sup>斟量、免<sup>二</sup>今年租調<sup>一</sup>、并不<sup>レ</sup>論<sup>二</sup>民夷<sup>一</sup>、以<sup>三</sup>正税<sup>一</sup>賑恤、助<sup>二</sup>修屋宇<sup>一</sup>、使<sup>レ</sup>免<sup>二</sup>飢露<sup>一</sup>、压没之徒、速<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>斂葬<sup>一</sup>、

『類聚国史』弘仁九年九月十日条

比者地震、害及<sup>二</sup>黎元<sup>一</sup>、吉凶由<sup>レ</sup>人、  
 （中略）：不<sup>レ</sup>違<sup>二</sup>寧処<sup>一</sup>、  
 決<sup>二</sup>之龜筮<sup>一</sup>、時行告<sup>レ</sup>咎、昔天平年亦有<sup>二</sup>斯變<sup>一</sup>、  
 因以疫癘、宇内凋傷、前事不<sup>レ</sup>忘、  
 （中略）：又祓<sup>レ</sup>除疾病、抑有<sup>二</sup>前典<sup>一</sup>、  
 宜<sup>下</sup>令<sup>二</sup>天下諸国<sup>一</sup>、設<sup>レ</sup>齋屈<sup>上</sup>僧、於<sup>二</sup>金光明寺<sup>一</sup>、  
 轉<sup>二</sup>誦金剛般若波羅密經<sup>一</sup>五日、兼遣<sup>レ</sup>修<sup>二</sup>禊法<sup>一</sup>、  
 除<sup>二</sup>去不祥<sup>一</sup>、又畿内七道諸国言上、  
 弘仁八年以前租税未納者、一切停<sup>レ</sup>徵、  
 其左右京民租去年已往有<sup>二</sup>懸負<sup>一</sup>者、不<sup>レ</sup>論<sup>二</sup>言上<sup>一</sup>、亦從<sup>二</sup>原免<sup>一</sup>、  
 ……

『類聚国史』弘仁九年九月十一日条

奉<sup>二</sup>幣帛於<sup>一</sup>伊勢大神宮、祈<sup>レ</sup>除<sup>二</sup>疫癘<sup>一</sup>也、

地震発生から約一カ月後の八月十九日、使者を諸国に派遣して地震被害を調査させ、その被害の大きな者に対しては賑恤を加えるように指示を出している。また、「政治に問題があつたためにこのような災害が起つたことを認め、民が危機的な状況にある時に君主が安んじていられるものか、また子が憂いている状況の時に父がその子を思わないでいられるか」と災異思想を表明する詔を出している。詔のなかでは、さらに「使者と所在官司（国司・郡司）が協力し、各々の裁量によつて今年の

租や調を免除し、公民と俘囚の別を問わず正税によって賑恤を加え、家屋を修理し、飢えや寒さに困らないようにしつつ、圧死してしまった死体を速やかに埋葬せよ」という救済対策も指令されている。政府による地震被害に対する細やかな初期対応パッケージの初例である。別稿で論じたように、弘仁九年地震対策でされた地震対策パッケージは後述する九世紀の地震対策のモデルとして位置づけられ、継承・実施されていくことになる<sup>⑤</sup>。発生から約二カ月後の九月十日には、地震による被害が人民に及んでいる事態を憂い、八月十九日同様、吉凶は人によるとの災異思想に基づく災害観を表現した後で、卜筮を実施して「時行告<sup>レ</sup>咎」の結果を得ている。「時行」とは流行病の意であり、天平期に流行した天然痘<sup>⑥</sup>による国の混乱を教訓として活かし、(地震被害から派生しておこる?)疫病の流行(あるいは流行の拡大)を防ぐために、天下諸国の国分寺において金剛般若波羅密経を五日転読させ、さらに禊法を修させるという仏教的対策を指示している。さらに災異思想による災害観の影響を受けて徳政による除災を願って畿内七道諸国に弘仁八年以前の租税未納者の税免除や左右京民の租免除を行っている。翌日には疫病の流行と拡大を防ぐために伊勢神宮への奉幣使派遣を実施している。このように弘仁九年地震対策は大きく①使者の派遣、②具体的な被災者救済政策の実施、③仏教や神祇にわたる宗教的対策、④徳政的政策、⑤卜筮による災害予兆調査、の五本柱から構成されている。政府は現実的な被災地の被害への対応はもちろん、宗教的対策・徳政的対策によって除災を願い、卜筮によって災害連鎖を未然に調査・把握し対応しようとするなど、あらゆる手段を講じて地震へ対応していることがわかる。このような政府による地震対策だけでなく、発掘調査からは被災地住民による復興の跡もある程度分かっている。例えば、群馬県前橋市の荒砥前田遺跡では水田として使えなくなった土地を畠へと転換した跡が発見され、群馬県伊勢崎市の三ツ木皿沼遺跡では九世紀前半に被害を受けた畠を再生

利用した痕跡が発見されている<sup>⑦</sup>。政府・国司から指令される「上からの復興」だけでなく、直接被害を受けた百姓たちによる自助努力である「下からの復興」も確実に行われていたのである。

以上が弘仁九(八一八)年七月の坂東地震への地震対策であるがその特徴を三つにまとめてみよう。一つ目は、具体的な被災者救済対策(傍線部)が指示されていることである。この地震対策パッケージは以後の九世紀の地震に継承されていくことになるが、律令の規定にはない新たな政策を生み出したものである。また「<sup>レ</sup>論<sup>二</sup>民夷<sup>一</sup>」を付言することによって、地震対策が被災者を公民と俘囚の間で区別されることのないよう念押ししているが、非常に重要な文言である。これは地震発生という非常時に、恒常的に緊張関係をはらんでいる公民と俘囚の間で救済政策に差異がつけられた場合に、安定した支配秩序を揺るがしかねない事態に発展する可能性があることを政府が認識していたことに他ならない。政府は地震被害によって、あるいは地震の救済対策の実施状況によって、被災地にいかなる事態が起こりうるか想定したうえで、冷静に地震対策を組み立てていたのである。前述した①②③④の五本柱による地震対策も、このような冷静さの上に構築されたものであった。

二つ目は、災異思想を表明する詔を出していることである。八世紀の地震発生時にも災異思想を表現する詔は出されていたが<sup>⑧</sup>、弘仁九年地震に対する詔に見られるように九世紀に入っても継続している。これは八世紀同様、災異思想に基づく災害観が天皇・貴族層の中で有力な災害原因論として受けとめられていたからであり、天皇自身の不徳を表明して徳政を施すことが除災につながると強く信じていたからであると考えられる。災異思想に基づく災害観は以後も重要な災害原因論として位置づけられていく。三つ目は、政府が災害連鎖に警戒感を持っていたことである。宗教的対策や徳政的政策によって除災を図るばかりでなく、卜筮によってさらなる災害連鎖を調査する。これは天平期天然痘・パンデミ

ツクをはじめとした様々な自然災害を経験した律令国家(天皇・貴族層)が、その経験を活かして、「目の前の地震の発生に対してどう対応するか」という一時的な視点だけでなく、「これから起こりうる災害をどう抑制するか?」という未来の災害にまで視点を広げて、「目の前の地震」を捉えることができるようになったことを意味している。ト筮は未来の災害を調査するために効果的な手段であり、九世紀後半にかけて重宝されるようになるが、その傾向を生み出した背景には八世紀以前の様々な災害経験があった。また、全国への読経指令や減免税指令などは、全国へ向けた地震への警戒意識の喚起でもある。全国的に災害対策を指令することによって警戒意識を助長することも災害経験の上に成り立った知恵であろう。「過去の災害」を教訓として活かしながら、「目の前の災害」と「未来の災害」を見つめ、両方に対応していこうとする政府の基本的な災害対応姿勢が弘仁九年地震対策に結実したのである。そういう意味で弘仁九年地震対策は画期的な地震対策であった。

### ◎平安京群発地震

天長四(八二七)年七月十二日から平安京は度重なる地震に襲われた。七月十二日に記録された最初の地震のマグニチュードは六・五〜七・〇であり、次のような地震記録が残されている。

『類聚国史』天長四年七月十二日条

地大震、多類<sub>二</sub>舍屋<sub>一</sub>、一日之内大震一度、小動七八度、

大地が大きく揺れ、多くの建物が破壊され一日のうちで大きな震動が一度、小さな震動が七、八度起きたらしい。この地震をきっかけとして以後、七月十四・十五・十六・十九・二十一・二十二・二十四・二十五・二十七・二十九・三十日、八月三・五・六・八・十二・十四・十五・

十六・十九・二十二・二十四日、九月一・七・八・九・十・十三・十五・二十・二十二日、十月二・四・十一日、十一月十五・二十二・二十四・二十九日、十二月一・二・十六・十九日、翌年二月四・十一・十四日、三月三・十日、六月三・五・二十五日に地震記録がある。これらの群発地震の全てが七月十二日に発生した地震による余震であるとは断定できないが、天長四年に平安京を襲った地震総数は、八・九世紀を通じて最多であり、七月十二日の地震は大規模であった可能性が高い。政府はこの群発地震に対して次のような政策をとっている。

『類聚国史』天長四年十二月十四日条

屈<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>清行僧百口於<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>、転<sub>レ</sub>読<sub>レ</sub>大般若經<sub>三</sub>三箇日、為<sub>レ</sub>停<sub>二</sub>地震<sub>一</sub>、

『類聚国史』天長五年七月二十九日条

朕以<sub>二</sub>非虚<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>紹<sub>二</sub>睿業<sub>一</sub>…(中略)…頃者坤德愆<sub>レ</sub>叙、山崩地震、妖不<sub>二</sub>自作<sub>一</sub>、咎<sub>レ</sub>是由<sub>レ</sub>人、疑<sub>レ</sub>是八政或乖、一物失<sub>レ</sub>所敷、静言<sub>二</sub>厥過<sub>一</sub>、責<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>朕躬<sub>一</sub>…(中略)…指<sub>レ</sub>事使<sub>レ</sub>人、老<sub>レ</sub>丁之僭、永從<sub>二</sub>寛免<sub>一</sub>、八十已上及鰥寡孤独、不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>自存<sub>一</sub>者、節級賜<sub>レ</sub>物早以頒示、咸使<sub>二</sub>聞知<sub>一</sub>矣

『類聚国史』天長五年八月十一日条

右大臣從二位兼行皇太子傳藤原朝臣緒嗣等言、…(中略)…臣等伏<sub>二</sub>見去月廿九日明詔<sub>一</sub>、坤德愆<sub>レ</sub>叙、山崩地震、引<sub>二</sub>咎聖躬<sub>一</sub>、寄<sub>二</sub>噴睿慮<sub>一</sub>、臣等恐伏愧慙、…(中略)…災害之興、未<sub>二</sub>必元首<sub>一</sub>、

地震発生から約五カ月後の天長四(八二七)年十二月十四日には僧侶百人を大極殿に招いて大般若経を三日間転読させて地震鎮静化を祈願している。また発生から約一年後の翌天長五(八二八)年七月二十九日に

は「天皇自らの能力のなさから徳のある政治を行うことが出来ず、この頃坤徳（地神）が通常の状態ではない状況を作り出して山が崩れ地震が起き、不吉なことは自然に発生するのでなく人が原因となって発生するのであるから、自分の政治が八政<sup>①</sup>に背いたところがあつたのだからかと疑い、責任は天皇である自分にある」という詔を出している。加えて、「使者を派遣して六十一〜六十五歳の備役（庸と雑徭）を永久に免除し、八十歳以上の独身の男性と女性や「不能自存者」に対して物品を支給する」という弱者救済を旨とする徳政的対策を早急に実施していくよう指示している。前述の詔が出された約一カ月後には、右大臣藤原緒嗣らが地震を含む災害の責任は天皇一人にあるのではなく、天皇を輔弼することが不十分であつた臣下にもあるとする「表」を天皇に対して奏呈している。これまでの地震に対する詔の中で、天皇自身の地震発生への責任を表明することは数多く見られるものの、大臣が責任を表明することはなかった。地震の責任を、天皇だけでなく天皇を輔弼する大臣も背負おうとしていることは重要であり、天皇の地震に対する責任を分散しようとする姿勢が見られ、天皇を中心とした政府首脳全員が地震への責任をとることで、さらなる善政の実施へ向けて一致団結して取り組んでいくこうとしている。この場合、いわば地震は「徳政実施」という目標に向かって政府首脳が団結するきっかけとして位置づけられている。

以上が天長四（八二七）年七月十二日に始まる平安京群発地震への対策である。その特徴として、弘仁九年に見られる地震対策パッケージが見られないことが挙げられよう。これは平安京周辺の地震であるがゆえに天皇・貴族層が直接地震の揺れを経験し、群発地震への恐怖心・不安感が先行したためではなからうか。仏教的対策と徳政的対策によって除災を願う政策が次々と実施されているのはその現れであろう。そのような流れの中で、天長五年の詔と「表」のやりとりの中で地震を含んだ天皇と貴族による地震責任の取り合いも位置づけられる。つまり、七月十

二日以降揺れが収まらない状況に対して、天皇だけでなく貴族層も含めて責任を表明することで、政府首脳で団結して徳政実施を徹底すること除災を願つたのである。

### ③天長出羽秋田地震

天長七（八三〇）年正月三日に出羽国をマグニチュード七・〇〜七・五の大地震が襲つた。正月二十八日に地震発生への報告が政府に届き、それは次のようなものであつた。

『類聚国史』天長七年正月二十八日条

出羽国駅伝奏云、鎮秋田城国司正六位上行介藤原朝臣行則、今三  
日酉時牒備、今日辰刻大地震動、響如雷霆、即時城廓官舎、并  
四天王寺丈六佛像、四王堂舎等、皆悉顛倒、城内屋仆、擊死百  
姓十五人、支体折損之類、一百余人也、歴代以来、未曾有聞  
地之割辟、或処卅許丈、或処廿許丈、無処不辟、又城辺大河  
云「秋田河」、其水涸尽、流細如溝、疑是河底辟分、水漏通海數  
吏民騒動、未熟尋見、添河霸別河、兩岸各崩塞、其水汎溢、  
近側百姓、懼当暴流、競陟山崗、理須細録損物馳牒上、  
而震動一時七八度、風雪相并、迄今不止、後害難知、官舎埋  
雪、不能弁録、夫辺要之固、以城為本、今已頽落、何支  
非常、須差諸郡援兵、相副見兵、備不虞上者、臣未審  
商量、事在意外、仍且差援兵五百人配遣、准令馳駢言上、  
但損物色目、細録追上、

出羽国からの駅伝の使者によると、秋田城国司藤原行則の三日酉時（午後五時〜七時）の牒に次のように記されていた。「今日の辰刻（午前七時〜九時）に大地震が起き、雷のような大音響が鳴り、すぐに城郭や

官舎並びに四天王寺の六仏像、四王堂舎などが皆悉く倒壊し、城内家屋の残骸に百姓十五人が当たって死亡し、骨折するなどのけがを負った人が百余人であった。歴史を振り返っても、いまだかつてこのような被害は聞いたことがなく、地割れが発生し、七十メートルから百メートルにも渡る地割れがいたるところに走っていた。また秋田城の周りには秋田川と言われる大河があり、その川の水が枯渇して溝のような細い流れになってしまい、これはおそらく川底の地割れによって水が海に流れ出てしまったことによるのだろうか。官吏と民は騒動し、未だ被害状況を把握することが出来ず、添河・霸別河の兩岸の堤防が決壊して流れを塞いでしまい、増水も相まって、川の近くに住む人々、は川が氾濫して洪水になってしまうことを恐れてこぞって山に逃げた。本来ならば細かく地震によって壊れた物を記録してすぐに牒を出すべきところであるが、地震の揺れが一時(約三十分)で七、八度も起こり、風雪も重なり、今まで止むことがなく、被害を因り知ることが出来ず、官舎も雪で埋まってしまっているために、記録することが出来ない。また辺境の固めは秋田城をその拠点としているが、すでに秋田城が倒壊してしまっているため、非常の事態が発生したら対処のしようがない。そこで管内諸郡から援兵を動員して秋田城に上番中の兵士をサポートさせて緊急時に備えさせねばならないと思う」と。出羽国は、以上のような秋田城からの報告に、援兵五百人を遣わして配置したこと、「損物色目」は追って報告する旨を合わせて「馳駅言上」したのである。これらの記事から出羽秋田地震によつていかに大きな被害が出たのかを詳細に知ることが出来る。特に「何支三非常」の部分では東北地方においての地震による被害は辺境警備に関しても危機的な状況を生み出すことを危惧している。このような危機的状况を生み出した地震への対策は次のようなものである。

『類聚国史』天長七年四月二十五日条

誠以三政道有レ虧、降三斯靈譴一、朕之寡德、慙三乎天下…(中略)：夫漢朝山崩、掘三修德一以攘レ災、周郊地震、感三善言一而弭レ患、然則尅レ己濟レ民之道、何能不レ師レ古哉、所以特降三使臣一、就加三存撫一、其百姓居業震陷者、使等与三所在官吏一議量、脱三当年租調一、并不レ論三民夷一、開三倉廩一賑給、助三修屋宇一、勿レ使レ失レ職、圧亡之倫、早從三葬埋一、

『類聚国史』天長七年五月六日条

屈三百僧於三大極殿一、転レ誦大般若經一七七日一、為レ除三地震及疫癘之災一也、

「馳駅言上」を受けて政府は、約三か月後の四月二十五日にやつと対策を立て、詔を出して政治に問題があつたことが地震の原因となり、天皇自らの不徳を恥じるという災異思想を表明している。その際、中国の漢・周の徳政を以て災いを取り除いたという例を引き合いに出して、徳政実施が地震鎮静化につながることにの理論的補強をなしている。さらに、具体的な被災者救済対策を示し、使者と所在官司(国司と郡司)が相談・協力して裁量を加えながら、当年の租調を免除し、公民と俘囚の別を論ずることなく、倉庫を開けて賑給し、家屋の修理を行い、勸農を行い、圧死した死体を速やかに埋葬するように指示を出している。そして五月六日には百人の僧侶を大極殿に招いて大般若経を七日間転読させて、地震及び疫病の災いの除去を祈願している。

以上が天長七(八三〇)年正月三日の出羽秋田地震の地震対策であるが、特徴をまとめてみると四つに集約できる。一つ目は、仏教的対策と具体的な被災者救済対策(傍線部)の両方がとられていることである。いわば除災を願う仏教的対策と、被災地の復興を意図する具体的な救済政策の両立である。被災地が蝦夷と隣接する辺境地域ということもあって、除災と復興の両方を徹底させたのであろう。仏教的対策については

「為<sub>レ</sub>除<sub>二</sub>地震及疫病之災<sub>一也</sub>」の部分からわかるように出羽秋田地震と疫病（死者から疫病が蔓延すること）の災いを読経によって乗り切ろうとする意識が垣間見られる。具体的な被災者救済対策については、弘仁九年地震対策と大差なく地震対策パッケージとして継承していることが読み取れる。二つ目は、奥羽地域独特の辺境警備に対する政策が見られることである。警備・支配の拠点である秋田城の倒壊が、危機的な状況を招ききつかけになりうると認識し、対策を構築している。地震発生後、最初に出された政策として、国府からの援兵派遣によって、「不虞」に備えようとしていることから、軍事政策が優先されて行われたことが分かる。さらにそれが、出羽国独自の判断で行われていることからその状況の緊急性が読み取れる。非常時の状況次第では、国司主導（政府には事後報告）で対策を実行しうることもあり得たのである。三つ目は、詔の中で中国の徳政による災害除去の例を引き合いに出していることである。これまで同様、災異思想が登場しているが、その論理的補強が行われていることから政府による地震対策の中心に地震鎮静化のための徳政実施が位置づけられていた。四つ目は、「理須<sub>下</sub>細録<sub>二</sub>損物<sub>一</sub>馳牒<sub>上</sub>、而震動一時七八度、風雪相并、迄<sub>レ</sub>今不<sub>レ</sub>止、後害難<sub>レ</sub>知、官舍埋<sub>レ</sub>雪、不能<sub>二</sub>弁録<sub>一</sub>」の部分であり、地震による人的・物的被害状況の詳細を、秋田城司は出羽国司に「牒」によって即時報告し、それを受けた出羽国司は政府に「馳駢言上」して届け出す必要があった。つまり、秋田城↓「牒」↓出羽国↓「馳駢言上」↓政府という流れを経て地震被害報告がなされていたのである。この規定はおそらく他の地震の時にも共通して行われていた事であろう。公式令国有瑞条や雑令秘書玄象条にあるように、災害発生は政府に即時報告すべき重要事項であったが、その具体例として今回の史料をあげることができる。政府は地震による人的・物的被害状況をも把握しようとしていたし、被災国の国司（あるいは秋田城など特別行政機構）も詳細報告義務があることを認識しており、そのマ

ニユアルにそつて報告しようとしていたのである。

#### ④ 承和伊豆地震

承和八（八四一）年七月五日に伊豆国北部でマグネチュード七・〇の地震が発生したとの記録がある。その被害内容は次のようであった。

『続日本後紀』承和八年七月五日条

伊豆国地震為<sub>レ</sub>変、里落不<sub>レ</sub>完、人物損傷、或被<sub>二</sub>圧没<sub>一</sub>、

伊豆国からの報告によると、地震が発生したことで、村々は壊滅し、多数の人・建物が圧死・圧壊・埋没する甚大な人的物的被害が生じた。村々の壊滅状態が語られていることから、かなり大きく広範な被害をもたらした地震であったことがうかがわれる。さらに村々の被害は郡司によって国司に報告されたと考えられ、地方では地震の発生に伴って国衙が被害状況を把握に努めたことがわかる。この地震への対策は次のようなものである。

『続日本後紀』承和八年七月五日条

靈譴不<sub>レ</sub>虚、必応<sub>二</sub>糶政<sub>一</sub>…（中略）…故今殊発<sub>二</sub>中使<sub>一</sub>、就加<sub>二</sub>慰撫<sub>一</sub>、其人居敬逸、生業陷失者、使等与<sub>二</sub>所在国吏<sub>一</sub>斟量、除<sub>二</sub>当年租調<sub>一</sub>、并開<sub>レ</sub>倉賑救、助<sub>二</sub>修屋宇<sub>一</sub>、淪亡之徒、務從<sub>二</sub>葬埋<sub>一</sub>、夫化之所<sub>レ</sub>被、無<sub>レ</sub>隔<sub>二</sub>華夷<sub>一</sub>、惠之攸<sub>レ</sub>覃、必該<sub>二</sub>中外<sub>一</sub>、宜<sub>下</sub>不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>民夷<sub>一</sub>、普施<sub>中</sub>優恤<sub>上</sub>、…

伊豆国からの地震被害報告に対して政府は詔を発し、地震発生は政治に問題があったためであるとする災異思想を表明し、その後で具体的な被災者救済対策（傍線部）を展開している。また、中使（勅使）を派遣

し、被災者を激励し、住居・生業喪失者に対して、使者と所在官吏(国司)が協力してその被害状況に応じて当年の租調を免除し、また正倉を開いて賑恤し、被害を受けた家屋の修理と圧死した死体の埋葬を速やかに行い、これらの救済策を民夷の隔たりなく施すように指示している。

以上が承和八(八四一)年七月五日、伊豆地震への地震対策であるが、その特徴は弘仁九年で登場した具体的な被災者救済対策をほぼ踏襲して実施されていることである。つまり、詔の中で災異思想を表明しつつ、具体的な被災者救済対策を指令するという流れが地震対策の一つのパターンとして出来上がっていたのである。なお奥羽两国でも奥羽两国に近接した諸国でもない伊豆国での被災対策の対象が、「不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>民夷<sub>一</sub>」とされていることにも注目しなければならない。大規模地震が発生した場合、俘囚移配国などの国であっても、「不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>民夷<sub>一</sub>」の原則が適用されることになっていたことが想定されるのである。

#### ⑤ 嘉祥出羽庄内地震

嘉祥三(八五〇)年十月十六日には出羽国から地震発生<sub>レ</sub>の報告があった。天長七(八三〇)年にも出羽国では地震が発生(秋田地域)しており、その二十年后に再び出羽国で地震が発生(庄内地域)している。九世紀の奥羽地域は地震の頻発期間だったのである。推定されるマグニチュードは七・〇で、被害状況は次のようであった。

『日本文徳天皇実録』嘉祥三年十月十六日条

出羽国言上、地大震裂、山谷易<sub>レ</sub>处、压死者衆、

『日本文徳天皇実録』嘉祥三年十一月二十三日条

… 邑居震蕩、… (中略) … 城柵傾頽、…

『日本三代実録』仁和三年五月二十日条

… 去嘉祥三年地大震動、形勢変改、既<sub>レ</sub>成窪泥<sub>一</sub>、加<sub>レ</sub>之<sub>二</sub>海水<sub>一</sub>漲

移、迫<sub>二</sub>府六里所<sub>一</sub>、大川崩壊、去<sub>二</sub>隄一町余<sub>一</sub>、兩端受<sub>レ</sub>害、無<sub>レ</sub>力<sub>二</sub>隄塞<sub>一</sub>、埋没之期在<sub>二</sub>於旦暮<sub>一</sub>、…

出羽国からの「馳<sub>レ</sub>申上」によると、十月十六日に地震が発生し、各地で地割れが起り、以前とは姿を異にするかのような大きな山崩れが起き、压死者を多く出す被害をもたらしたようである。また、十一月二十三日に出された詔では激しい揺れによって村々が壊滅し、城柵が傾き崩れてしまったとの被害が記録されている。また、三十七年後の仁和三(八八七)年五月二十日詔では、嘉祥三年地震で景観が変貌して「窪泥」のような陥没地が生じ、さらに水が国府まで六里(約二十四キロメートル)の所まで押し寄せ、大川の氾濫も重なって平野部に大きな被害が生まれたと回顧されている。地震の揺れによる被害だけでなく、河川氾濫などの水害が生じていることから、広範囲にわたって甚大な被害が生じたことは想像に難くない。さらに、前述の仁和三年五月二十日条では続けて出羽国府の移転が議論されているが、その要因として嘉祥三年の地震が挙げられている。地震発生から長い年月が経った後でも、その被害の大きさゆえに国府の移転が検討されるほどの衝撃を与えたのである。この地震被害の報告に対して次のような対策をとっている。

『日本文徳天皇実録』嘉祥三年十一月二十三日条

… 今至誠不<sub>レ</sub>暢、小<sub>レ</sub>信未<sub>レ</sub>孚、陰德愆和、柔祇告<sub>レ</sub>譴、出羽州壞、

偏<sub>レ</sub>庇<sub>二</sub>銅龍之機<sub>一</sub>、辺<sub>レ</sub>府黎<sub>レ</sub>毗、空<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>梟禽之害<sub>一</sub>、邑居震蕩、蹈<sub>二</sub>厚

載<sub>一</sub>而不<sub>レ</sub>安、… (中略) … 宜<sub>レ</sub>馳<sub>二</sub>星使<sub>一</sub>、就<sub>レ</sub>展<sub>二</sub>恩光<sub>一</sub>、其被災尤

甚、不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>自存<sub>一</sub>、使<sub>レ</sub>国商量、蠲<sub>二</sub>免租調<sub>一</sub>、并不<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>民狄<sub>一</sub>、開

倉<sub>レ</sub>貸振、<sub>レ</sub>其生業、莫<sub>レ</sub>使<sub>二</sub>重困<sub>一</sub>、崩<sub>レ</sub>墻毀<sub>レ</sub>屋之下、所<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>残

屍露骸<sub>一</sub>、官<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>收埋<sub>一</sub>、務<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>優恤<sub>一</sub>、…



十一月二十三日、「自らの真心が広く伝わっておらず、信用が小さく信服させることが出来ていない上に陰徳（人に見られないようなところで善政を行うこと）に欠ける所が重なって、今回の出羽国における地震が起こった」と、これまでと同様に災異思想を表明している。また、今回の出羽国における地震は「銅龍之機」の揺れ（＝地震）に応じて辺境の人々が被害を被つたものであるとしている。「銅龍之機」とは、後漢の時代に張衡という人物が発明した地動儀（地震計）のことである。保立道久氏はこの表現から、九世紀の日本において地動儀（地震計）が陰陽寮に存在していた可能性があることを示唆しており、地震が多発し時代において、地震に関する計器も発達していったことがうかがえるとしている<sup>19)</sup>。

この地震に対してもこれまでと同様に具体的な被災者救済対策（傍線部）が指示されており、使者を派遣し、生活困窮者に対して、使者と現地司が共に状況に応じて対策を策定しながら租調を免除し、公民と夷狄を区別することなく、正倉を開けて賑恤し、生業が継続できるように注意させ、倒壊した城壁や家屋の下敷きになっている死体を速やかに埋葬するように指示を出している。

以上が嘉祥三（八五〇）年十月十六日の出羽庄内地震の地震対策であるが、対策の内容が弘仁九年以降の地震対策の継承であることは注目に値しよう。また、「偏応<sup>二</sup>銅龍之機<sup>一</sup>」の部分であるが、保立道久氏が指摘したように地動儀が日本で使用されていたという可能性は否定できないが、根拠が明示できないため、単なる引用である可能性が高いと考えるべきではないだろうか。

## 二 九世紀後半の地震と対策

九世紀後半は、前半に比べてさらに地震活動が活発になった時期であ

る。特に清和朝には一四八件、陽成朝には一一〇件の地震が記録され<sup>20)</sup>、さらに新羅海賊問題や富士山の噴火など度重なる災異や対外問題を抱えた「危機の時代」であった。本稿では地震対策が記録されている地震のうち、斉衡二（八五五）年五月二十三日の東大寺大仏頭落下事件、貞観十（八六八）年七月八日の播磨国における地震、貞観十一（八六九）年五月二十六日の陸奥国における地震、元慶四（八八〇）年十二月六日（二十九日）にわたる平安京群発地震、仁和三（八八七）年七月三十日（八月二十四日）にかけての東南海地震の五件を分析対象とする。とりわけ貞観十一年の貞観陸奥地震は、平成二十三（二〇一一）年三月十一日に発生した東日本大震災と地震メカニズムや被害範囲が酷似していることもあり、広く注目されるようになった地震である。

### ◎東大寺大仏頭落下事件

斉衡二（八五五）年五月二十三日には東大寺大仏の仏頭が落下する事件が起きた。この事件発生以前の天長年間には、すでにその兆候が見られる。天長四（八二七）年に発生した平安京群発地震によって、同年八月十五日には「東大寺盧舎那大仏を固め奉るべき」ことが朝廷内で議論されており、天長四年時点で東大寺大仏が安定性に欠けていた。そんな状態であった東大寺大仏に対し、斉衡二（八五五）年五月二十三日に地震が襲い、仏頭が落下してしまったのである。その状況は次のようであった。

『日本文徳天皇実録』斉衡二年五月二十三日条

東大寺奏言毘盧舎那大仏頭自落在<sup>レ</sup>地、

東大寺から奏上があつて、東大寺盧舎那仏の仏頭が地面に落下してしまったとのことであつた。この奏上を受けて、政府は次のように対応し

ている。

『日本徳天皇実録』齊衡二年六月七日条

遣<sub>二</sub>参議左大弁兼左近衛中将從四位上藤原朝臣氏宗東大寺<sub>一</sub>、見<sub>二</sub>大仏頭墮落之状<sub>一</sub>、：

『日本徳天皇実録』齊衡二年七月二日条

遣<sub>二</sub>参議宮内卿從四位上源朝臣多、安芸守從四位上清原真人滝雄等向<sub>二</sub>佐保山陵<sub>一</sub>、策命云：

『日本徳天皇実録』齊衡二年九月六日条

遣<sub>二</sub>少納言從五位下利見王、向<sub>二</sub>八幡大菩薩宮<sub>一</sub>、策命曰：

『日本徳天皇実録』齊衡二年九月二十八日条

修理東大寺大仏司檢校伝灯修行賢大法師位真如、大納言正三位兼行右近衛大將藤原朝臣良相等奏言、：(中略)：今件大仏、已為

三大破<sub>一</sub>、修理所<sub>レ</sub>須、殆及<sub>二</sub>新造<sub>一</sub>、案<sub>二</sub>仏所<sub>レ</sub>説、莊<sub>二</sub>嚴仏事<sub>一</sub>、修理旧物<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>得功德、勝<sub>二</sub>於新造<sub>一</sub>、而独用<sub>二</sub>官物<sub>一</sub>以充給、恐

乖<sub>二</sub>弘濟之本願<sub>一</sub>、望<sub>レ</sub>請令<sub>二</sub>天下人<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>一文錢一合米<sub>一</sub>、隨<sub>二</sub>力多少<sub>一</sub>、以得<sub>レ</sub>加進<sub>上</sub>、又一切神祇、不<sub>レ</sub>望<sub>二</sub>功德勝利<sub>一</sub>者蓋寡矣、

故先皇始<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>八幡大神<sub>一</sub>、以為<sub>二</sub>善知識<sub>一</sub>、頼<sub>二</sub>其冥助<sub>一</sub>、果<sub>二</sub>彼大願<sub>一</sub>、若諸神祇、望<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>件功德<sub>一</sub>者、命<sub>二</sub>所司<sub>一</sub>、隨<sub>二</sub>其所願<sub>一</sub>、并<sub>二</sub>送物料<sub>一</sub>、然則先皇大願、始終不<sub>レ</sub>違、人神福利、古今如<sub>レ</sub>一、勅

許<sub>レ</sub>之、於是、令<sub>二</sub>郡国<sub>一</sub>以<sub>二</sub>米及輕齋等<sub>一</sub>、隨<sub>レ</sub>便運送<sub>上</sub>、

『日本三代実録』貞觀三(八六一)年三月十四日条

於<sub>二</sub>東大寺<sub>一</sub>設<sub>二</sub>無遮大会<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>供<sub>二</sub>養毘盧舍那大仏<sub>一</sub>、：(中略)：文徳天皇齊衡二年、頭傾頸断、頓落<sub>二</sub>于地<sub>一</sub>、年来修理、鎔鑄復<sub>レ</sub>旧、是日、即便開眼仏師入<sub>レ</sub>籠、轆轤引上、乃点<sub>二</sub>仏眼<sub>一</sub>、：

東大寺大仏頭落下の奏上があつた約十五日後に参議左大弁藤原氏宗

を東大寺に派遣し、仏頭の落下状況を調査させている。それから約一カ月後の七月二日には、参議源多と安芸守清原滝雄を佐保山陵(聖武天皇陵)に派遣して宣命を奉っている。そしてその二カ月後には、少納言利見王を宇佐八幡大菩薩宮に派遣して同様の宣命を奉っている。九月二十八日には、東大寺大仏司檢校(東大寺大仏修理の責任者)真如と大納言藤原良相が天皇に対して「大仏を修理することが新造することよりも功德のある行為であり、官物だけでその修理に充てると人民救済という本願に背くことになるため、錢一文・米一合でもそれぞれの負担能力に応じて喜捨を募り、八幡神をはじめとする諸神の力を借りてその大仏修理の大願を果たすべきである」と奏上している。落下から六年後の貞觀三(八六一)年、ついに大仏の修理が終了し、開眼供養の法会を執り行っている。

以上が齊衡二(八五五)年五月二十三日の東大寺大仏頭落下事件への政策である。その特徴としてあげられるのは、天長四年(八二七)八月の群発地震によって不安定になっていた東大寺仏頭の落下を自然落下として認識しようとしていることである。史料上には、地震によって落下したとは書かれていない。これはなぜだろうか。これは東大寺仏頭の落下を地震の結果として認識してしまうと、先靈聖武天皇の怒りによって東大寺仏頭が落下したと捉えることになるからではないだろうか。そもそも東大寺は、聖武天皇主導のもと天平期の疫病や災害による国内の混乱を鎮め、仏教によって安泰な世を作り出していこうとする鎮護国家思想の象徴であった。当時の人々は、律令国家の安泰を支える象徴である東大寺大仏の仏頭が落下した事態を、仏教国家を理念の一つとする律令国家(と律令国家が治める社会全体)それ自体のダメメジと捉え、不吉な出来事がこれ以後待ち受けているかのような恐怖や不安に陥つたに違いない。それを踏まえた上で政府は、仏頭落下を聖武天皇の怒りと捉えることで生じる人々の恐怖心・不安感、そしてそれに伴う国内の混乱

を意図的に避けようとしているのである。東大寺仏頭落下事件へどのように対処していくかということが、今後の律令国家にとって大きな意味合いを持つていたのである。

さらに、大仏修理をいち早く成し遂げ、人々が抱えていた不安を取り除き、天皇の反省意識を先帝や天下の人々に示そうと、東大寺大仏司檢校真如と藤原良相が天皇に対して、大仏の新造ではなくより功德を示すことのできる修理を天下の人々に自発的な喜捨を求めることによって行うことを進言し、また「望請令<sub>レ</sub>天下人<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>論<sub>一</sub>一文錢一合米<sub>一</sub>、隨<sub>二</sub>力多少<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>加進<sub>上</sub>」と奏上していることから、天皇・貴族層が抱えた危機感と、国家全体で大仏修理というプロジェクトに取り組む必要があるという強い意志を汲み取ることができよう。また別の角度から言えば、大仏修理を上下こぞつて一つの知識として一國全体で成し遂げるといふ幻想<sub>二</sub>フイクション<sub>一</sub>によって人々を仏頭修造に駆り立て、政府の求心力を示威・強化しようという意図も透けてみえる。知識・喜捨・功德という仏教的理念を強調して政府の主導性を示そうとするプロジェクトであるといえよう。

加えて、興味深いことは仏教の範疇にある大仏修理の成功を八幡神にすがっていることである。八幡大菩薩への遣使はもちろん、九月二十八日の奏上の中でも「頼<sub>二</sub>其冥助<sub>一</sub>、果<sub>二</sub>彼大願<sub>一</sub>」とあるように、神祇による助けを大仏修理の効果的な手段として認識している。八幡神への遣使は、東大寺造営における宇佐八幡神の協力の先蹤にのっとりつつのことであろう<sub>①</sub>。仏頭落下を地震の結果という脈絡でとらえることを拒否する政府は、災異思想・徳政観による事態の説明と対応も拒否しているといえる。

### ◎貞観播磨地震

貞観十（八六八）年七月十五日に播磨国から次のような報告があった。

『日本三代実録』貞観十年（八六八）七月十五日

播磨国言、今月八日地大震動、諸郡官舎、諸定額寺堂塔皆悉傾倒、

播磨国司からの報告によれば、七月八日に地震が発生し、諸郡官舎、諸々の定額寺・堂・塔などの倒壊が起きたようである。『日本三代実録』貞観十（八六八）年七月八日条には「地震動、内外牆屋往々頽破」とあり、平安京においても殿舎・建物が動揺し随所で建物倒壊が起こるほどの地震であった。また、七月十五日以降から八月にかけて「地震」の記述が散見しており、余震が畿内を襲っている。畿内とりわけ播磨国に最も深刻な被害が出ていたため、史料に残されたのだと考えられる。この地震に対して次のような対策が行われている。

『日本三代実録』貞観十（八六八）年八月十六日条

延<sub>二</sub>六十僧於<sub>二</sub>紫宸殿<sub>一</sub>、限<sub>二</sub>以三日<sub>一</sub>、誦<sub>二</sub>大般若經<sub>一</sub>、

『日本三代実録』貞観十（八六八）年十二月七日条

於<sub>二</sub>朱雀門前<sub>一</sub>、召<sub>二</sub>集京邑貧人<sub>一</sub>、賜<sub>レ</sub>物有<sub>レ</sub>差、

『日本三代実録』貞観十（八六八）年十二月十六日条

進<sub>下</sub>撰津国正三位勳八等広田神階特加<sub>二</sub>從一位<sub>一</sub>、從四位下勳八等

生田神從<sub>二</sub>三位<sub>上</sub>、

『日本三代実録』貞観十（八六八）年閏十二月十日条

遣<sub>二</sub>使於撰津国広田・生田神社<sub>一</sub>奉幣、告文曰、天皇<sub>我</sub>詔旨<sub>止</sub>、広田大神乃<sub>平</sub>広前<sub>申</sub>賜<sub>留</sub>止<sub>申</sub>久、大神<sub>乎</sub>弥高弥広<sub>尔</sub>供奉<sub>止</sub>所念行<sub>須</sub>、而閭<sub>尔</sub>撰津国解<sub>良</sub>久、地震乃<sub>後</sub>尔<sub>小</sub>震不止、因<sub>卜</sub>求<sub>之</sub>奉<sub>礼</sub>故、大神乃<sub>布</sub>志己<sub>利</sub>賜<sub>天</sub>、所致<sub>賜</sub>奈<sub>利</sub>止<sub>申</sub>利、<sub>…</sub>（中略）<sub>…</sub>生田神社告文亦同焉、授<sub>二</sub>山城国從五位下櫛谷神正五位下<sub>一</sub>、

『日本三代実録』貞観十（八六八）年閏十二月十四日条

延<sub>三</sub>六十僧於<sub>二</sub>紫宸殿<sub>一</sub>、限<sub>三</sub>三箇日<sub>一</sub>、轉<sub>レ</sub>誦<sub>レ</sub>大般若經<sub>一</sub>、  
『日本三代実録』貞観十（八六八）年閏十二月二十一条

授<sub>二</sub>肥後国従四位上阿蘇比神正四位下、因幡国従四位下宇倍神従  
四位上、但馬国正六位上大岡神左長神、七美神、菅神、播磨国正  
六位上射目埼神、土左国無位宗我神並従五位下<sub>一</sub>、

以上みられるようにこの地震に対して、摂津国広田・生田神社への神  
階昇叙・奉幣使派遣や読経などの宗教的対策がとられている。畿内の神  
社に対する神階昇叙は、摂津国・但馬国・播磨国・山城国で行われてい  
るが、これらは七月に発生した地震を引き起こしたであろう神（あるいは  
地域の守護神）をなだめ、再び地震が起らないことを願うための対  
策である。このような宗教的対策は、地震対策として広く行われてきた  
ことは繰り返して述べてきたが、このケースでは具体的な救済政策が指示  
されていない点には注意を要する。これはなぜだろうか。私は、政府が  
播磨国（あるいは周辺被災諸国）から国解による地震被害報告を受けて、  
救済対策を指示する必要がないと判断したからではないかと考える。九  
世紀における基本的な大地震への対応は、①政府が主導して救済対策を  
策定し、②対策の適正な実行と国司の監督という任務を帯びた使者を被  
災地に派遣し、③国司（あるいは郡司）と協力して策定された救済政策  
を被災地で実施する方式をとっていた。

しかし、国司による被害報告の状況如何で、①②③の一連の政府主導  
の地震対応ではなく、国司に対応を委任することもあり得たはずである。  
それが今回のケースである。つまり、播磨国（あるいは周辺被災諸国）  
からの報告を受けて、政府は宗教的対策を主導して行うだけで具体的な  
被災者の救済は国司に任せるという結論を導き出したのである。

また、平安京で天皇・貴族が実際に揺れを体験し、地震そのものへの  
（あるいは災害連鎖への）恐怖心・不安感が先行したことも、被災諸国

への対応よりも天皇・貴族の不安・動揺の払拭を優先させることになっ  
た要因の一つではなからうか。さらに注目しておきたいのは、地震発生  
後に神階昇叙が行われていることである。小倉滋司氏は「貞観年間には  
官社制度中心から神階社制中心の神社行政へと移行した」と述べ、「神階  
は一国レベルでの秩序であり、もはや中央はそれに対する積極的関与を  
果たすこと」なく、「国司による国内神社の序列化・支配強化を手助けす  
る役割を果たすようになった」と述べており<sup>⑧</sup>、神階社制確立のための  
政策として位置づけられる。ただし、貞観十年閏十二月二十一日に地震  
発生国である播磨国の「射目埼神」や但馬国の「大岡神左長神、七美神、  
菅神」へ神階昇叙が行われていることから、地震発生が一つの契機とな  
ったことが考えられよう。神階授与（昇叙）は、地震、新羅海賊、海賊  
など具体的な災害や事件に対して行われる場合が多く、神階授与（昇  
叙）によって神々の霊力・験力を高め、災異や海賊の鎮静・予防を祈願  
しようとしたものと考えられる。同時にそれによって地域住民の不安・  
動揺を鎮めようとしているのである。ここで神階社制への移行という  
政策路線を前述の推論に当てはめるなら、国司の国内神社祭祀権が神階  
社制の進展によって強まり、国司による国内行政裁量権が拡大しつつあ  
る貞観年間において、地震被害や規模を鑑みた政府が被災者の救済を国  
司に委任したと考えるのも矛盾ない。このように、政府による地震対策の  
策定は、地震規模や被害・発生地域を考慮していたと考えられる。

#### ⑧貞観陸奥地震

貞観十一（八六九）年五月二十六日にプレート境界型の大地震が陸奥  
国を襲った。この地震のマグニチュードは八・三で、津波による被害も  
発生した。その被害状況は次のように記録されている。

『日本三代実録』貞観十一年五月二十六日条

陸奥国地大震動、流光如<sub>レ</sub>昼隱映、頃之、人民叫呼、伏不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>起、或屋仆<sub>レ</sub>死、或地裂埋<sub>レ</sub>墟、馬牛駭奔、或相昇踏、城郭倉庫、門櫓牆壁、頽落顛覆、不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>其數、海口哮吼、声似<sub>レ</sub>雷霆、驚濤涌潮、沂洄漲長、忽至<sub>レ</sub>城下、去<sub>レ</sub>海數十里、浩々不<sub>レ</sub>弃<sub>レ</sub>其涯、一、原野道路、物為<sub>レ</sub>滄溟、乘<sub>レ</sub>船不<sub>レ</sub>遑、登<sub>レ</sub>山難<sub>レ</sub>及、溺死者千許、資産苗稼、殆無<sub>レ</sub>子遺<sub>レ</sub>焉、

陸奥国からの被害報告によると「陸奥国が大いに震動した。流光が昼のように空を照らした。しばらくして人民が呼び叫び、伏して立ち上がることが出来ない。あるいは家屋の倒壊で死し、あるいは地割れが発生してその中に埋まって死んでしまっている。馬や牛が驚き走りまわって、あるいはお互いに踏みつけあうという様子である。城郭や倉庫、門、櫓、壁が数限りなく倒壊・転倒し、海は大きな音をたてて、その音は雷のようなものであった。激しい波と高潮がやってきて、陸にさかのぼってきて、そのうち多賀城に至り、それは海から数十里の距離まで浸水し、浩々としてその果ても分からなかった。原野や道路が全て大海原となってしまった。船に乗る時間的余裕もなく、山に登ることも難しく、溺死者はおよそ千人に及んだ。資産や田畑の苗なども全てなくなってしまった」とのことであった。地震被害がこれほどまでリアルに、かつ詳細に記録されている記事は他にはない。

被害状況の中で注目できる部分として、一つは「流光」＝大地震によって発光現象が起きたということである。そのメカニズムは岩盤倒壊に伴う地磁気現象、あるいは海底のメタンハイドレードの噴出などが原因と考えられる<sup>(14)</sup>ものであって、その初見史料である。もう一つ注目すべきは、津波被害である。「海口哮吼、声似<sub>レ</sub>雷霆」、驚濤涌潮、沂洄漲長」とあるように、いかに海が大きく荒れ狂って空前の高波が陸地に襲ってきたかが分かる。テレビの中継を通して目の当たりにした津波の様

子が深く思い起こされる。数十里というのは約三十八キロメートルにも及ぶが、地質調査によると津波による砂層の分布は海岸線から約三〜五キロメートルほど<sup>(15)</sup>であり、誇張表現であることは間違いないが、津波の被害がそれまでに経験したことの無いほど甚大であったためにこのような表現になったのであろう<sup>(16)</sup>。このような陸奥国の被害に対して、政府はどのように対応したのだろうか。

『日本三代実録』貞観十一年九月七日条

以<sub>レ</sub>三從五位上行左衛門權佐兼因幡權介紀朝臣春枝、為<sub>レ</sub>檢陸奥国地震使、判官一人、主典一人、

『日本三代実録』貞観十一年十月十三日条

義農異<sub>レ</sub>代、未<sub>レ</sub>隔<sub>レ</sub>於憂勞、堯舜殊<sub>レ</sub>時、猶均<sub>レ</sub>於愛育、豈唯地震二周日、姫文於<sub>レ</sub>是責<sub>レ</sub>躬、旱流<sub>レ</sub>殷年、湯帝以<sub>レ</sub>之罪<sub>レ</sub>己、朕以<sub>レ</sub>寡昧、欽<sub>レ</sub>若鴻圖、脩<sub>レ</sub>德以<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>靈心、莅<sub>レ</sub>政而從<sub>レ</sub>民望、思<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>率土之内、同保<sub>レ</sub>福於遂生、編戸之間、共銷<sub>レ</sub>災於非命、而惠化罔<sub>レ</sub>孚、至誠不<sub>レ</sub>感、上玄隆<sub>レ</sub>譴、厚載虧<sub>レ</sub>方、如<sub>レ</sub>聞、陸奥国境、地震尤甚、或海水暴溢而為<sub>レ</sub>患、或城宇頽压而至<sub>レ</sub>殃、百姓何辜、罹<sub>レ</sub>斯禍毒、憮然媿懼、責深在<sub>レ</sub>予、今遣<sub>レ</sub>使者、就<sub>レ</sub>布<sub>レ</sub>恩煦、使<sub>レ</sub>与<sub>レ</sub>国司、不<sub>レ</sub>論<sub>レ</sub>民夷、勤<sub>レ</sub>自臨撫、既死者尽加<sub>レ</sub>收殮、其存者詳崇<sub>レ</sub>賑恤、其被<sub>レ</sub>害太甚者、勿<sub>レ</sub>輸<sub>レ</sub>租調、鰥寡孤獨、窮不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>自立<sub>レ</sub>者、在所斟量、厚宜<sub>レ</sub>支濟、…

『日本三代実録』貞観十一年十二月十四日条

遣<sub>レ</sub>二使者於伊勢太神宮、奉幣<sub>上</sub>、告文曰：…(中略)…：国家乃大禍、百姓乃深憂<sub>止</sub>、可<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>良平政、皆悉未<sub>レ</sub>然之外、私却鎖滅<sub>之</sub>賜天、天下无<sub>レ</sub>躁驚<sub>久</sub>、国内平安、鎮護利救助、賜<sub>レ</sub>比皇御孫命、乃御体<sub>乎</sub>常磐堅磐、与<sub>レ</sub>天地日月共<sub>レ</sub>、夜護<sub>レ</sub>昼護<sub>レ</sub>、護<sub>レ</sub>幸<sub>係</sub>、奉給<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>美<sub>申</sub>、賜<sub>レ</sub>、

『日本三代実録』貞観十一年十二月十七日条

：(中略)：又有二大鳥、集二大宰府庁事并門樓兵庫上、神祇宮陰陽寮言、当レ有二隣境兵寇、肥後国風水、陸奥国地震、損二傷廢舎一、没二溺黎元一、是日、勅命二五畿七道諸国一、班二幣境内諸神一、予防二後害一、

『日本三代実録』貞観十一年十二月二十五日条

授二陸奥国五位上勲九等苅田嶺神從四位下一、…(中略)：勅令二五畿七道諸国一、限以二三日一、転二讀金剛般若經一、謝二地震風水之災一、厭二隣兵窺レ隙之寇上焉、

『日本三代実録』貞観十一年十二月二十九日条

遣二使者於石清水神社一奉幣上、…

『日本三代実録』貞観十二年二月十五日条

勅遣二從五位下行主殿權助大中臣朝臣国雄一、奉二幣幣八幡大菩薩宮、及香椎、宗像大神、甘南備神上告文曰、…(中略)：又遣二使於諸山陵一、告二可レ禦二新羅寇賊一之状、參議正四位下行皇太后宮大夫藤原朝臣良世、從五位上行下野權守紀朝臣有常告二深草山陵一、參議正四位下行右衛門督兼讚岐權守源朝臣生、右兵庫頭從五位下久賀朝臣三常告二田邑山陵一、參議正四位下行右兵衛督源朝臣勤、侍從從五位下藤原朝臣高範告二楯列山陵一、…

『日本三代実録』貞観十二年九月十五日条

遣二新羅人廿人一、配二置諸国一、…(中略)：潤清、長焉、真平等、才長二於造一、預二陸奥国修理府造瓦事一、令二長二其道一者相從伝習上、

五月二十六日に発生した地震から数えて四か月後の九月七日にようやく政府の対策が指示されている。四か月という長い時間がかかってしまったのは、陸奥国―平安京間の使者の往復に時間がかかることや被災直後のパニックの中で被災地では被害情報収集、官民一体となつての生存

者救出・救護活動などで混乱が続き、詳細な被害報告の提出が遅れたことが影響しているのだろう。政府はまず検非違使左衛門権佐紀春枝を陸奥国地震使として任命し、判官・主典を一人ずつ添えて陸奥国に派遣している。紀春枝は天安元(八五七)年以来検非違使権佐であるところにかつて木工頭を務めていた人物であつて、長年にわたつて京の治安維持実務のトップを務めてきた実績と建築官司の管理職の経験を買われ、被災地の治安維持と復旧活動に力を発揮することを期待されて抜擢されたのである。判官・主典も検非違使や木工寮などの建設官司・技術官司の官人から選ばれたのかもしれない。政府は九月七日以前に陸奥国からの被害報告によつて人的・物的被害状況(死傷者数、城郭・官舎・民屋の破損、道橋池溝・田地の被害など)の概況を把握したうえで、復旧活動の指揮官として適任と思われるスタッフを送り込んだのである。翌年には「陸奥国修理府」という役所を設置しているが、この長官には紀春枝が就任し、国府修理工事の先頭にたつたのであろう。

その後十月十三日には詔が発せられた。その詔は中国古典からの引用を多くちりばめながら、「憊然媿懼、責深在レ予」という災異思想による災害観を表明している。さらに詔の中で具体的な被災者救済対策(傍線部)を指示しているが、使者と国司の裁量によつて適宜判断しながら、公民と俘囚を論ずることなく、既に死んでしまった者は速やかに埋葬し、生きているものには賑恤を加え、中でも被害の甚だしいものには租調を免除し、身寄りのない老人や自ら生活できない者は手厚く保護するようにとの内容である。災異思想による災害観の表明↓具体的な被災者救済政策の指示という一連の流れは、弘仁九年坂東地震で示されて以来、大地震への対策として定着したものである。

さらに、十二月に入ると宗教的政策が数多く取られている。十二月十四日には伊勢神宮に使者を派遣し、告文の中で「国家が大禍、百姓乃深憂」、すなわち国家と天皇と百姓に大きなダメージを与える大災害を未然

に払い退けて国内の平安を保つてほしいと祈願させている。陸奥国における地震も「国家乃大禍」であった。十二月十七日には、大宰府での大鳥の出現を神祇官と陰陽寮が占ったところ、新羅海賊の襲来の予兆であると出た。七ヶ月前の五月二十二日に新羅海賊が博多湾に侵入し豊前貢綿を掠奪して逃去するという衝撃的事件の記憶も生々しい時期である。

また肥後国の大雨被害（貞観十一年十月二十三日<sup>18</sup>）と陸奥国における地震の被害が重なって起こっていることを憂いて、五畿七道諸国に班幣して後害の予防を祈願している。十二月二十五日にも陸奥国の苅田嶺神に神階昇叙が行われており、三日間にわたり金剛般若経の転読を行わせ、地震や台風、大雨などの災害の鎮謝と新羅海賊襲来の予防を祈願している。十二月二十九日には石清水八幡宮に奉幣使を派遣している。翌年の二月十五日には中臣国雄を宇佐八幡宮や香椎神社、宗像大社、甘南備神社へ派遣し、伊勢神宮・石清水八幡宮と同様に告文を奉納している。また藤原良世を仁明天皇陵へ、源生を文徳天皇陵へ、源勤を神功天皇陵へそれぞれ派遣し、新羅海賊の状況を報告している。先帝たちに対して失政を謝罪し、徳政の実施を誓約する意味合いを持っているのであろう。

さかのぼって九月十五日には、博多に長年居留し新羅海賊嫌疑人と目された新羅人を諸国に移配する詔が出されたが、陸奥国移配予定者のなかに瓦製作に長じている者がいることを知った政府は、震災復旧に当たる「陸奥国修理府」に預けて官舎修理用の瓦製造を行わせるとともに、瓦作りの指導にもあたらせる決定をした。海賊嫌疑人を強制移配してその技術力を震災復旧に活用しようとしているのである。彼の指導によって作られた瓦が、国府や多賀城の復旧官舎の屋根を飾ったのであろう。

以上が貞観十一（八六九）年五月二十六日の陸奥国における地震への対策であるが、その特徴を二つにまとめた。一つ目は、災異思想を表明する詔↓具体的な被災者救済対策の指令という地震対策のパターンは継承されているが、宗教的政策に少し変化が見られることである。読経

などの仏教的政策と伊勢神宮や石清水への奉幣使派遣や神階昇叙などの神祇的政策が両立され、特にこれまでは読経による仏教的政策が中心だったのに対して、この地震には仏教的政策と神祇的政策が両方実施され、特に神祇的政策の方が多くとられているのである。それに加えて、伊勢神宮・石清水八幡宮・宇佐八幡宮など律令国家にとって重要な神社への宣命使・奉幣使の派遣を行っている。この政策の背景には、前述の神階社制への移行という神祇行政改革政策の影響も考えられるが、貞観地震をはじめとして度重なる災害連鎖に対する政府の強い恐怖心・不安感や災害連鎖の流れを断ち切って安定した秩序を取り戻すため必死に対応しようとする天皇・貴族層の積極的姿勢があるように思われる。貞観年間という災害の連鎖の中で、未曾有の津波被害を伴う地震が発生したことが、地震対策のなかに宗教的対策の強化を生み出したのであろう。

二つ目は、地震が新羅海賊襲来の予兆として警戒するよう捉えられていることである。九世紀半ばから新羅海賊や他の災害への危機感が募り始めており<sup>19</sup>、地震とそのような後害との関連性に政府が注目するようになってト筮へ傾倒していると考えられる。ちなみにト筮については、承和十一（八四四）年八月五日の藤原良房による「ト筮を信ずべき朝議」が大きな影響力を持っていると考えられる。本来の儒教的性格を取り戻したいと考えていた嵯峨・淳和上皇のト筮を信じないように指示する遺詔を反故にして、藤原良房を中心とした政府首脳が「ト筮所レ告、不レ可レ不信、君父之命、量宜ニ取捨」を決議した。この朝議によってト筮が災害対策の中心に位置づけられるようになり、特に、貞観年間のような災害や様々な国内・国際的問題が重複発生している時期や群発地震のように連続して地震が発生している時期には、後害を予知できるト筮が重用されることになる。

#### ④平安京群発地震

元慶四(八八〇)年十二月六日から平安京群発地震が発生する。その始まりとなった地震記事は次のようなものであった。

『日本三代実録』元慶四年十二月六日条

子時地大震動、自<sub>レ</sub>夜迄<sub>レ</sub>旦十六度震、大極殿西北隅堅壇長石八間、破裂、宮城垣牆、京師廬舍、頽損者往々甚衆矣、

十二月六日の午後十一時から午前一時の間に大地が震動し、夜から朝に至るまでに十六回も揺れが発生して大極殿の西北隅の堅壇の長石が八間(約十五メートル)にわたって破壊され、宮城の壁も崩壊し、京内の家屋が幅広い範囲で被害を受けてその数はとても多かつた。十二月六日のこの地震を筆頭に十二月は度重なる地震に襲われ、七日、十九日、二十一日、二十五日、二十九日の間で数多くの地震が記録されている。この群発地震に対して政府は次のような対策を実施している。

『日本三代実録』元慶四年十二月七日条

…陰陽寮奏言、地震之徴、合慎<sub>二</sub>兵賊飢疫<sub>一</sub>、…

十二月六日から始まった群発地震に対して翌七日に陰陽寮に占寄せた結果、新羅海賊や飢疫へ警戒するように出たので注意を促している。貞観地震の時と同じく、陰陽寮の占いの結果によって地震が他の災害の予兆として扱われている。前述のように群発地震には、後害が政府の中心的な関心事となり、卜筮が対策の中心になるのである。さらに、地震を契機として卜筮を実施することは、後害の予知だけでなく、貴族層の警戒感をおおることでも危機感をもたせて政務に邁進させる役割をも持ちうる。この卜筮の結果が五畿七道諸国に通達されるなら、全国的規模での新羅海賊・兵乱・疫病への警戒強化運動ということになるだろう(ただ

し、国司たちがどれだけ真剣に取り組むかは別であるが)。

以上が元慶四(八八〇)年十二月六日から発生した平安京群発地震への対策であるが、陰陽寮による卜筮が対策の中心となっている。山口えり氏は陰陽寮の奏上に伴って神祇や仏教儀礼を実施するようになることから、政府内における陰陽寮の役割や期待が強まっていることを指摘している<sup>20</sup>が、この地震についても、陰陽寮が率先して卜筮を実施している事例であると言えるだろう。

#### ⑤仁和東南海地震

仁和三(八八七)年七月三十日、南海トラフ沿いが震源になったプレート境界型(東南海運動)のマグニチュード八・〇〜八・五にもなる大規模な地震が発生した。近年東南海地震発生のリスクが高まってきていることからその被害状況を再現しようとする先行研究も多々あり<sup>21</sup>、注目されている地震記録である。マグニチュード八・〇〜八・五というのは九世紀最大級の地震規模である。その被害状況は次のように記録されている。

『日本三代実録』仁和三年七月三十日条

申時地大震動、経<sub>レ</sub>歴数尅<sub>一</sub>、震猶不<sub>レ</sub>止…(中略)…往々顛覆、  
 圧殺者衆、或有<sub>二</sub>失神頓死者<sub>一</sub>、亥時亦震三度、五畿内七道諸国同  
 日大震、官舍多損、海潮漲陸、溺死者不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>勝計<sub>一</sub>、其中摂津国  
 尤甚、夜中東西有<sub>レ</sub>声、如<sub>レ</sub>雷者<sub>二</sub>、

七月三十日の午後三時〜五時に平安京が大きく震動し、その後しばらくの間揺れが収まらなかった。家屋が多く倒壊し、その瓦礫によって圧死した者や失神して死に至る者が多かった。午後九時〜十一時には、さらに三回揺れた。その後、五畿七道諸国から続々と届く国解によると、



各地で大きな地震があり、役所や家屋が多く倒壊し、さらには津波が陸地に押し寄せ溺死者が多数発生した国までであった。その中でも摂津国の被害が最も甚大であり、一晚中あちらこちらで大きな地震響きが轟き、雷鳴も二度あった。「五畿内七道諸国同日大震」という表現からも分かるように、この地震は全国同時発生で大規模被害をもたらしたのである。この大地震による余震が平安京で続発し、七月三十日以降の八月一・二・四・五・六・七・九・十三・十四・十六・二十二・二十三・二十四日に記録されている。特に五日には「昼地震五度、夜大震、京師人民出<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>廬舍<sub>一</sub>、居<sub>二</sub>于衢路<sub>一</sub>」とあり、京内の人民が家屋から飛び出して路上に居座っているという光景が描写されている。この地震に対して政府は次のような対策をとっている。

『日本三代実録』仁和三年七月三十日条

：天皇出<sub>二</sub>仁寿殿<sub>一</sub>、御<sub>二</sub>紫宸殿南庭<sub>一</sub>、命<sub>二</sub>大藏省<sub>一</sub>立<sub>二</sub>三七丈幄<sub>一</sub>、  
為<sub>二</sub>御在所<sub>一</sub>、

『日本三代実録』仁和三年八月四日条

是日、達知門上有<sub>レ</sub>気、如<sub>レ</sub>煙非<sub>レ</sub>煙、如<sub>レ</sub>虹非<sub>レ</sub>虹、飛<sub>レ</sub>上<sub>二</sub>属天<sub>一</sub>、  
或人見<sub>レ</sub>之、皆曰、是羽蟻也、時人云、古今未<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>如此之異<sub>一</sub>、陰  
陽寮占曰、当<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>大風洪水失火等之災<sub>一</sub>焉、

『日本三代実録』仁和三年八月十八日条

延<sub>二</sub>宿徳名僧百口於<sub>二</sub>紫宸殿大極殿兩殿<sub>一</sub>、転<sub>二</sub>読大般若經<sub>一</sub>、限<sub>二</sub>  
三箇日<sub>一</sub>、攘<sub>二</sub>災異<sub>一</sub>祈<sub>二</sub>年穀<sub>一</sub>也、

『類聚三代格』仁和四年五月二十八日詔

：伏惟先帝陛下、敬授<sub>二</sub>人時<sub>一</sub>、欽若天道、脩<sub>二</sub>五紀之宜<sub>一</sub>、考<sub>二</sub>六  
官之<sub>三</sub>化<sub>一</sub>、将<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>陰陽無<sub>レ</sub>爽<sub>一</sub>、災変不<sub>レ</sub>生<sub>二</sub>（中略）<sub>一</sub>：朕忝<sub>下</sub>以<sub>二</sub>  
薄徳不承<sub>二</sub>洪基<sub>上</sub>…（中略）…宜<sub>レ</sub>降<sub>二</sub>授手之恩<sub>一</sub>、故分<sub>二</sub>遣使<sub>下</sub>以<sub>二</sub>  
就<sub>二</sub>存慰撫<sub>一</sub>、宜<sub>下</sub>詳加<sub>二</sub>実覈<sub>一</sub>、勤施<sub>中</sub>優恤<sub>上</sub>、其被<sub>レ</sub>災尤甚者、勿<sub>レ</sub>

輸<sub>二</sub>今年租調<sub>一</sub>、所在開<sub>レ</sub>倉賑貸、給<sub>二</sub>其生業<sub>一</sub>、若有<sub>二</sub>屍骸<sub>一</sub> 未  
レ<sub>二</sub>斂者<sub>一</sub>、官為<sub>二</sub>埋葬<sub>一</sub>、

地震発生時、光孝天皇は仁寿殿を出て、紫宸殿の南庭に大藏省に命じてテントを建てさせてそこを御在所とした。天皇が仁寿殿を出ざるを得ないほど強く揺れたのである。発生から数日後の八月四日には、達知（智）門の上に、煙でも虹でもない羽蟻のような今までに見たことのない怪異が現れ、これを陰陽寮に占わせたところ、台風・洪水・火災などの災害の予兆であるとの結果が出た。大きな地震の発生によって、貴族たちは怪異に対して非常に敏感になっており、陰陽寮に卜筮させて、予想される災害に対して警戒感を強めたのである。八日には大藏省正藏院から羽蟻が天まで届いて船岡山まで続き、十二日には驚二羽が朝堂院白虎楼と豊楽院栖霞楼の上に集い、陰陽寮が失火を警戒するよう勘申したが、この勘申は相次ぐ余震の揺れが失火を招く危険性への実際的な警告である。十三日、十五日にも豊楽院に白鷺が集った。また十七日亥剋（午後九時〜十一時）ごろ、武徳殿東の松原で美女美男が手を取り合つて松樹の下に消えたので、驚き怪しんだ通行人が消えたところを探すと、女子の切断された手足が落ちていた、という通報を受けた右兵衛右衛門宿侍者が現場に向かったが現場には何もなかった。このまことしやかな流言に、人々は「鬼物」が姿を変えて塗擦したのだ、と噂し合った。同日、翌日の読経のために招かれた諸寺衆僧が朝堂院東西廊に宿していると、不意に「騒動する声が聞こえ、驚いた僧侶達が競って屋外に飛び出したところすぐに静まり、互いになぜ飛び出したのかわけがわからなくなった、という。この月、宮中・京中でささやかれたこのような根も葉もない「妖語」があわせて三六話にもものぼったという。天皇・貴族から庶民にまで京内の人々は、連日続く不気味な余震がもたらす不安と恐怖に怯え正気を失っていたのである。余震が続く中、八月十八日には紫宸

殿・大極殿の両方に宿徳名僧百人を集め、大般若経を三日間転読させ、災異の除去と豊穰を祈願している。

大般若経転読三日目の二十日、攘災の願いを嘲笑うかのように大風雨が京都を襲い、鴨川・葛野川が氾濫した。陰陽寮の勘申は的中したようだ。余震がなおも続くなか、光孝は病に伏し、二十六日、宇多の立太子とともに讓位がなされ、光孝は没した。『日本三代実録』は光孝死去の記事とともに巻を閉じる。この大規模な東南海地震と台風洪水がどのようなものであったのか、どのような対策が立てられたのか、国史はもはや黙して語らない。国史の幕が閉じて新帝宇多が踐祚しても、当然ではあるが余震は止まらない。『日本紀略』は八月二十八日、九月六日、十月五日に地震があつたと記す。十一月二日には伊豆国から今回の東南海地震によって誕生した新生島の絵図が提出された(『日本紀略』『扶桑略記』)。

翌仁和四年五月二十八日、新帝宇多は詔を發して「先帝光孝の時代の政治は陰と陽のバランスを崩さなかつたことで災害が起きなかつたが(東南海地震発生は光孝在位「存命」中だが)、今回の災害は自ら不徳のまま皇位についたことが原因である」とする災異思想と天皇自身の反省意識を表明している。それに続けて詔は、具体的な被災者救済政策(傍線部)を示している。すなわち、使者を派遣してその被災状況を詳細に調査して幅広く優恤を施し、被害の甚だしい者には今年の租調を免除し、倉を開けて賑恤して生業を保障し、埋葬されていない死体があれば速やかに埋葬するようにと指示している。宇多新帝は、光孝以来の災害を自身の責任として対応策を策定し実施することで、文徳―清和―陽成の皇統に対する仁明―光孝の皇統の権威を損なわないように配慮しているのであろう。災異思想による災害観を詔によって表明して救済政策を指示するという一連の流れは、弘仁九年以降、この度の災害まで九世紀を通じて継承されたのである。

ところで、仁和三年東南海地震の対策については、台風洪水が追い打ちをかける連続した複合災害であるとともに、皇位継承(踐祚・即位)という政治日程が絡んでいる点で特別な検討を必要とする。すなわちこの地震に対する対策の場合は、九世紀の地震対策の他の事例が六国史記事であるのとは異なつて、『類聚三代格』(巻一七 赦除事)所収の詔書であり、かつこの詔は七月三十日東南海地震と八月二十日の三十余箇国が被災した台風洪水、翌仁和四(八八八)年五月八日の信濃国洪水土石流(「今月八日信濃国山頰河溢、唐突六郡」、城廬<sub>レ</sub>地而流漂、戸口随<sub>レ</sub>波而没溺)をうけて、三つの災害を総括して出されたものである。どうして大地震から十ヶ月近くも対策が出されなかつたのか。それは七月三十日の東南海地震と八月二十日の台風洪水のあと、八月二十六日に光孝天皇が没し、宇多天皇が踐祚、十一月十七日即位、というように天皇・政府首脳が光孝から宇多への皇位継承に関わる連続する諸行事の遂行に注力せざるを得ず、地震対策を検討し発布する余裕がなかつたからである。宇多即位後はじめての大災害である五月八日の信濃国洪水を契機に、政府(新帝宇多と関白藤原基経ら)は先朝の地震被害に対してもセツトにして対策を立て、宇多新帝の徳政として顕示しようとしたものと思われる。詔で述べられる地震対策は、九世紀の他の事例のような実務的指示ではなく天皇の一般方針であるが、それにもかかわらず「故分遣使者」、就存<sub>二</sub>慰撫<sub>一</sub>、宜<sub>下</sub>詳加<sub>二</sub>実賑<sub>一</sub>、勤施<sub>中</sub>優恤<sub>上</sub>、其被<sub>レ</sub>災尤甚者、勿<sub>レ</sub>輸<sub>二</sub>今年租調<sub>一</sub>、所在開<sub>レ</sub>倉賑貸、給<sub>二</sub>其生業<sub>一</sub>、若有<sub>二</sub>屍骸未<sub>レ</sub>斂者、官為<sub>二</sub>埋葬<sub>一</sub>」とあり、「使等与<sub>二</sub>所在官司<sub>一</sub>」・「不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>民夷<sub>一</sub>」の文言はないものの、これまで見られたような具体的な救済政策が示されていることから、「使等与<sub>二</sub>所在官司<sub>一</sub>」・「不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>民夷<sub>一</sub>」に類した文言の実務的指示が出され、使者と国司とが協議して実施されたものと思われる。地震被災国と台風被災国三十数ヶ国と洪水被害国信濃への遣使だから、何組のも使者グループが「分遣」されたのであろう。

以上が仁和三（八八七）年七月三十日に発生した東南海地震への対策であるが、その特徴を二つにまとめよう。一つ目は、九世紀を通じて「災異思想の表明↓救済政策の指示」という地震対策パターンが継承されている事である。この対策の裏には、失政による災害の発生は、徳政によって鎮静化することができるという天皇・貴族層の災異観が根付いており、九世紀災害対策の柱に徳政的対策が位置し続けたことを意味している。また、大地震の発生後、地震を契機とした災害連鎖への不安・警戒感に基づき、卜筮への依存度が高まっている事は重要である。承和十一年の朝議以降、卜筮への期待が高まり、災害が頻発する時期にあたって広く活用されるようになっていく。二つ目は、前述のように光孝から宇多への皇位継承と新帝宇多による徳政のあらわれとして仁和四（八八八）年五月二十八日に打ち出した災害対策は、直接的には同月八日に発生した信濃国の土石流・洪水を契機とするものの、より広範かつ深刻だった前年の東南海地震（厳密には先帝光孝の在位中であるにもかかわらず、宇多はあえて踐祚後の自身の不徳によるとらえている）と超大型台風洪水の被害への対策を主眼とするものであった。地震対策が㊶物質的側面（実際に被災者を救済するという側面）と、㊷観念的側面（地震対策を天下に施すことによって、天皇の徳を広く天下に示すという徳政的側面）をもち合わせていることを顕著に示している。

### おわりに

これまで述べてきたように、九世紀には数多くの大地震が各地で発生し、それと共に政府による地震対策が形成されていった。弘仁九年坂東地震への地震対策がその後の地震対策のモデルとなり、㊸使者の派遣、㊹具体的な被災者救済政策の実施、㊺仏教や神祇にわたる宗教的対策、㊻徳政的政策、㊼卜筮による災害予兆調査、の五本柱からなる地震対策

が形成された。被災地で確実に政策が実行させるための㊰、被災地の救済と復興を図る㊱、「神祇や仏典による力によって」除災を願う㊲や、「徳政を施すことによって」除災を願う㊳、そして災害の連鎖を調査して事前に対応しようとする㊴、というようにこれらの律令国家による地震対策は、様々な角度から綿密に策定されたものであった。そして、これらは天平期天然痘対策をはじめとする八世紀の災害経験の上に成り立ったものである。また、発生地域や被害状況に応じて、柔軟に運用されていたことも注目し得る。さらに、承和十一年「卜筮を信ぜべき朝議」によって卜筮による災害予兆調査が対策の中心に位置づけられるようになる中で、災害が頻発し、加えて新羅海賊問題をはじめとする種々の政治問題が発生した九世紀後半になって、卜筮への依存度を高めていくことになる。このように地震対策も時代が直面する課題とともにその形を変容させながら継承されていったのである。

そして、九世紀後半までは政府指令として形成・実施されてきた具体的な地震対策が、仁和四年の東南海地震被害・超大型台風被害・信濃国洪水被害に対する救済対策を最後に記録から姿を消すことも重要である。このことは、宇多朝を最後に六国史の編纂が終了したことによって、平安時代史研究が古記録に依存せざるを得なくなったこと、言い換えるならば、書き手が国家から個人へと変化するため、個人の史料である古記録には全国規模の出来事が全て記載されているわけではないことが大きな要因であると考えられるもの、それだけで捉えるべきではない。基本的には、九世紀末から十世紀初頭にかけて行われた国制改革によって、国家体制が「律令国家」から「王朝国家」へと転換し、政府から国司（受領）へと国内支配に対する裁量権が委任されていく流れと並行して、地震対策も国司（受領）の責任で行われることになったため、政府指令の地震対策が見られなくなったと考えられる。つまり、地震対策の変化の背後にある国家体制の転換を想定し、その延長線上で九世紀と十世紀

以降の地震対策を比較・検討すべきなのである。この点についての検討は別稿を期したい。

## 註

- (1) 中国において、皇帝は眞の統治者たる天帝(天)に地上の統治を委任され、天帝の命令、すなわち天命をうけた天子として地上に君臨している。天と天子は徳によつて結ばれており、天子に徳がなければ、天は他の者に天命を下し、天命を受けた者が新たな天子(皇帝)となる、というのがいわゆる天命思想である。この天命思想に基づいて、天子が得を以て統治し、天命にかなえば、天は祥瑞を発生させ、逆に天子の失政、不徳があれば、災異を発生させ譴告する、という考えが祥瑞災異思想である。
- (2) 次田吉治「祥瑞災異考」(『専修史学』二二三 一九九一年)。
- (3) 史料上の地震対策記録の有無に関して注意しなければならないことは、対策が記録されていないことから実際に被災者救済対策がなされていないと判断すべきではないことである。主に史料が残っていない地方においては、記録には残されていない現地の国司・郡司をはじめとした人々の自助努力にも目を向けなければならない。しかし、本稿では政府指令として被災者救済政策が出されている点を強調したい。政府が被災地の復興を主導することは、政府が地方の復興に積極的に関与しようとした証左である。政府指令として出された地震対策を、いわゆる律令国家による地震対策として捉えて分析を加えたい。
- (4) 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団『自然災害と考古学 災害・復興をぐんまの遺跡から探る』(上毛新聞社 二〇一三年六月) や高橋一夫・田中弘明『古代の災害復興と考古学』(高志書院 二〇一三年)に詳しい。
- (5) 拙稿「九世紀律令国家地震対策の形成―天平期天然痘対策と弘仁九年地震対策を中心に―」(『史学研究』二九七 二〇一七年)。
- (6) 天平期に流行した疫病について、本稿では通説に従つて天然痘としておくが、近年細井浩志氏は天平七年八月以降に流行したものを天然痘、天平九年四月以降に流行したものをチフスとする注目すべき見解を示している。(『疾病と神仏―律令国家の成立と疾病流行および疾病認識』(安田政彦編『生活と文化の歴史学』8 自然災害と疫病)竹林舎 二〇一七年)。
- (7) 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団『自然災害と考古学 災害・復興をぐんまの遺跡から探る』(上毛新聞社 二〇一三年六月)。「続日本紀」天平六(七三四)年四月十七日条、同年七月十二日条ほか。
- (8) 『書経』の中の「洪範九疇」(こうはんきゅうちゆう)の中にある八つの政治の内容を指した言葉であり、食(食料・農業)、貨(貨幣・財政)、祀(祭祀)、司空(土木事業)、司徒(地方行政・教育)、司寇(司法)、賓(外交)、師(軍事・防衛)の八項目を指す。
- (9) 保立道久『歴史の中の大地動乱―奈良・平安の地震と天皇』(岩波書店 二〇一二年)。
- (10) 註二に同じ。
- (11) 『続日本紀』天平勝宝元(七四九)年十二月二十七日条。
- (12) 小倉滋「八・九世紀における地方神社行政の展開」(『史学雑誌』一〇三―一三 一九九四年)。
- (13) 大田光明 他「動物の地震予知に関する研究」(『麻布大学雑誌』一六・一五 二〇〇七年)。
- (14) 菅原大助・今村文彦・箕浦幸治「貞観地震津波と今回との比較」(東北大学東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター 東

北大学大学院物理学研究科 二〇一一年)。

- (15) 貞観津波の復元については、菅原大助・今村文彦・松本秀明他「地質学的データをを用いた西暦869年貞観地震津波の復元について」『自然災害科学』二九(四)二〇一一年)に詳しい。
- (16) 『衛門府補任』貞観二(八六〇)〜四(八六二)年による。
- (17) 『日本三代実録』貞観十一(八六九)年十月二十三日条には、「(略)：如<sub>レ</sub>聞、肥後国迅雨成暴、坎德為<sub>レ</sub>災、田園以<sub>レ</sub>之淹傷、里落申<sub>レ</sub>其蕩尽、夫一物失<sub>レ</sub>所、思切<sub>ニ</sub>納隍<sub>一</sub>、千里分<sub>レ</sub>憂、寄<sub>ニ</sub>帛<sub>一</sub>牧宰、疑是皇猷猶爵、吏化乖<sub>レ</sub>宜、方失<sub>ニ</sub>毗心<sub>一</sub>、致<sub>ニ</sub>此變異<sub>一</sub>歟、昔周郊偃苗、感<sub>レ</sub>罪<sub>レ</sub>已而弭<sub>レ</sub>患、漢朝壞室、拋<sub>レ</sub>修<sub>レ</sub>德以禳<sub>レ</sub>災、前事不<sub>レ</sub>忘、取<sub>レ</sub>鑒在<sub>レ</sub>此、宜<sub>下</sub>施以<sub>ニ</sub>德政<sub>一</sub>、救<sub>中</sub>彼凋殘<sub>上</sub>、令<sub>下</sub>大宰府<sub>一</sub>、其被<sub>ニ</sub>災害<sub>一</sub>、尤甚者、以<sub>ニ</sub>遠年稻穀四千斛<sub>一</sub>周<sub>ニ</sub>給之<sub>一</sub>、勉加<sub>ニ</sub>存恤<sub>一</sub>、勿<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>職、又壤垣毀屋之下、所<sub>レ</sub>有殘屍乱骸、早加<sub>ニ</sub>收埋<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>曝露<sub>一</sub>とあり、被災状況と具体的な被災者救済政策が明示されている。
- (18) 下向井龍彦『武士の成長と院政』(講談社学術文庫 二〇〇九年)。
- (19) 山口えり「平安初期における災害対応―予防の観点より―」(『日本史攷究』三六 二〇一二年)。
- (20) 今津勝紀「仁和3年の南海地震と平安京社会」(『条里制・古代都市研究』二八 二〇一二年)、傳田伊史「信濃国の災害と地域変動」(『古代信濃の地域社会構造』同成社 二〇一七年)ほか。

執筆者紹介

- 坂本 賞三 一九二六年生 広島大学名誉教授  
 広島大学大学院文学研究科博士課程修了
- 下向井龍彦 一九五二年生 広島大学大学院教育学研究科教授  
 広島大学大学院文学研究科博士課程修了
- 宇根 俊範 一九五五年生 呉高等工業専門学校教授  
 広島大学大学院文学研究科博士課程修了
- 曾我 良成 一九五五年生 名古屋学院大学国際文化学部教授  
 広島大学大学院文学研究科博士課程修了
- 星野 公克 一九六二年生 広島県立広島商業高等学校教諭  
 広島大学大学院文学研究科博士課程前期修了
- 渡邊 誠 一九七七年生 広島大学大学院総合科学研究科准教授  
 広島大学大学院文学研究科博士課程後期修了
- 齋藤 拓海 一九八一年生 広島大学文書館事務補佐員  
 広島大学大学院文学研究科博士課程後期修了
- 山本 佳奈 一九八三年生 広島大学研究員(二月まで)  
 広島大学大学院教育学研究科博士課程後期修了
- 横田 美緒 一九八三年生 大手前丸亀中学・高等学校教諭  
 広島大学大学院教育学研究科博士課程前期修了
- 平元 克弥 一九八九年生 広島県教育事業団埋蔵文化財調査室調査研究員  
 広島大学教育学部社会系コース卒業
- 弘胤 佑 一九九一年生  
 広島大学大学院教育学研究科博士課程後期在学中